

第79回岡山県合唱コンクール開催要項

1. 運 営

- (1) 主 催：岡山県合唱連盟・朝日新聞社
- (2) 共 催：岡山県（予定）
- (3) 後 援：岡山県教育委員会・岡山市・岡山市教育委員会（予定）
- (4) 日 時：2026年8月9日（日）12：00開場 12：30開会
- (5) 会 場：倉敷市芸文館（倉敷市中央1-18-1）
- (6) 審査員：上西一郎／日下部祐子／阪本健悟／佐々木直樹／小池芳弘
- (7) 入場料：1,000円
- (8) 部 門：「小学生」、「中学生」、「高等学校」、「大学職場一般」の4部門とする。

2. 出場資格：出演合唱団は次の各条件を備えなければならない。

- (1) 岡山県合唱連盟に加盟している合唱団であること。（小学生部門は加盟を免除する。）
- (2) 各部門の出演合唱団の出演人数及び資格は次のとおりとする。

① 小学生部門

ア 小学校の合唱団または小学生相当年次で編成する合唱団であること。なお、小中一貫校若しくは児童合唱団又は一般合唱団に所属の者が出演する場合、小学生相当年次の児童のみで編成しなければならない。

イ 出演人数6名以上の合唱団であること。

ウ 団体名には必ずしも学校名を入れる必要はない。

エ 同一人が複数の団体で出場できる。参加回数は制限しない。

② 中学生部門

ア 出演人数6名以上の合唱団であること。

イ 同一の中学校の生徒で編成する合唱団、または次項3. 2) (2)に定める合同合唱団

ウ 団体名には学校名を含めなくても構わない。

③ 高等学校部門

ア Aグループは出演人数6名以上32名以下、Bグループは出演人数33名以上の合唱団

イ 同一の高等学校の生徒で編成する合唱団、または次項3. 2) (2)に定める合同合唱

団

ウ 団体名には学校名を含めなければならない。

④ 大学職場一般部門

ア 大学ユースの部：出演人数が6名以上で、出演するメンバー全員が、当該年の4月1日

現在

28歳以下で編成する合唱団

イ 室内合唱の部：出演人数が6名以上24名以下で編成する合唱団

ウ 同声合唱の部：出演人数が8名以上で編成する男声合唱団もしくは女声合唱団

エ 混声合唱の部：出演人数が8名以上で編成する混声合唱団

(3) 出演人数の変更については次の通り扱うものとする。

① 県連大会で申し込みした人数は、中国大会においては変更できないものとする。全国大会では、10%（端数は四捨五入）まで増員を認められる。ただし、最大申込人数が40名未満の場合は4名の増員まで認められる。

② 病気その他緊急事態の発生により、実出演人数が減少することはやむを得ないものとする。ただし、編成区分の人数に満たない場合は審査の対象外とする。

③ 出演人数には、指揮者・伴奏者・独唱者は含まないが、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱パートを

歌う場合は、人数に含めるものとする。

④ 出演当日に各部門の最低出演人数を下回った場合は審査の対象外とする。ただしやむを得ない

理由がある場合は、当該団体からの申請により、大会の長が判断して審査の対象とすることがで

きる。

3. 出演に係る条件

- (1) 出演に係る条件は次のとおりとする。

- ① 全部門を通じ、同一合唱団の出演は1回に限る。
 - ② 中高一貫校や高等専門学校等は、中学生相当年次を中学生部門、高校生相当年次を高等学校部門として扱う。また、小中一貫校および義務教育学校は、中学生相当年次を中学生部門、小学生相当年次を小学生部門として扱う。
 - ③ 大学職場一般部門には、小学生・中学生・高等学校部門に加盟する合唱団は出演できない。
 - ④ 当大会において出場した編成区分は上位の大会で変更することはできない。
- (2) 中学生部門、高等学校部門における特例を以下に定める。
- ① 中学生部門、高等学校部門においては、同一の学校から複数の合唱団が出演することができる。その場合、出演単位でそれぞれの合唱団が加盟しなければならない。ただし、同一種別内では出演者の重複を認めない。種別とは混声合唱団・男声合唱団・女声合唱団を指す。
 - ② 中高一貫校は高等学校部門に中学生相当学年を含めた編成で出演することができる。その場合、高等学校部門に出演した当該生徒は中学生部門に出演することはできない。
 - ③ 小中一貫校及び義務教育学校は、中学生部門に小学生相当年次を含めた編成で出演することができる。
 - ④ 合同合唱団は、複数校の生徒で編成する合唱団で、常時活動し、当該正会員連盟の理事長及び支部長が認めたものとする。中学生部門は合同する合唱団数及び1合唱団あたりの人数は制限しない。なお、高等学校部門は1校の人数の上限を定めませんが、他の学校はそれぞれ8名未満の生徒で編成するものとする。合同する学校数は制限しない。
4. 指揮者・伴奏者・独唱者
- (1) 指揮者・伴奏者・独唱者の出演資格は問わない。ただし、高等学校部門の指揮者・伴奏者・独唱者については、当該校長が認めたものに限る。
 - (2) 指揮者・伴奏者・独唱者が合唱パートを歌う場合は前項2及び3の出演資格、条件を満たさなければならない。ただし、小学生部門では小学生相当年次の者に限る。
5. シード合唱団
- 前年度の全国大会でシードされた合唱団は、県大会及び支部大会の審査を受けずに全国大会に出演できる。
- (1) 出演の際に前年度の部門及び編成区分から変更することは出来ない。
 - (2) 県大会及び支部大会に審査の対象外で出演しなければならない。
6. 演奏
- (1) 演奏順序
- ① 部門・区分の演奏順は、原則として小学生、中学生（混声・同声）、高等学校（A・B）、大学職場一般（大学ユース・室内・同声・混声）とするが、出演団体数等によって変更できる。
 - ② 区分の中の出場団体の演奏順は代表者会議において抽選により決定する。
- (2) 演奏曲
- ① 小学生・中学生部門は自由曲のみを、その他の部門は課題曲と自由曲を演奏する。
 - ② 課題曲は、一般社団法人全日本合唱連盟発行の合唱名曲シリーズ No. 54（令和8年度全日本合唱コンクール課題曲集）から1曲選択し、全員で演奏しなければならない。
 - ③ 自由曲の曲目・曲数に制限はない。
 - ④ 演奏順は、課題曲のある場合は課題曲・自由曲の順とする。
 - ⑤ 小学生部門において全国大会に推薦された場合、全国大会では課題曲が必須となる。小学生部門の課題曲は合唱名曲シリーズ小学生版 No. 3（2024年度・2025年度全日本合唱コンクール小学生部門課題曲集）から1曲を選択し、全員で演奏しなければならない。
- (3) 演奏時間：演奏時間は次のとおりとし、演奏時間が超過した場合は失格とし審査の対象としない。演奏時間の計測は、指揮者の運動にかかわらず音が判別できる状態になった時に始まり、音の判別にかかわらず指揮者の運動が停止した時に終わるものとする。
- ① 小学生部門：演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて6分00秒以内。全国大会では課題曲を含めて7分00秒以内となるので、注意すること。
 - ② 中学校部門：演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分00秒以内

- ③ 高等学校部門：自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて6分30秒以内
- ④ 大学職場一般部門：自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分30秒以内
- (4) 伴奏楽器
 - ① 伴奏楽器は自由とする。ただし主催者の用意するもの(ピアノ1台)以外は使用団体の責任において用意し、これにかかる費用は使用団体が支弁しなければならない。
 - ② 譜めくり要員は出場団体において確保すること。
 - ③ ピアノ(ピッチA=442Hz)は中央に固定し、移動はしない。
- (5) 上位大会での拘束
上位大会において、演奏曲目・曲目順・伴奏楽器を変更することはできない。

7. 審査及び表彰

- (1) 審査方式：審査は新增沢方式で行う。
- (2) 表彰
 - ① 全団体を各部門の編成区分ごとに審査し、それぞれに金・銀・銅いずれかの賞を与える。
 - ② 出場団体中、もっとも優れた団体に一般社団法人全日本合唱連盟理事長賞を授与する。
 - ③ 出場団体中、優秀な団体の一つに糸賀賞を贈る。
- (3) 上位大会への推薦：小学生部門からは1団体を全日本合唱コンクール全国大会に、小学生部門以外では各部門上位入賞団体を一般社団法人全日本合唱連盟・全日本合唱連盟中国支部が定める中国合唱コンクール開催規定に基づき推薦する。
- (4) 審査結果の公表：審査結果の公表の可否については、審査会議で決定する。審査結果が一部非公表となった場合には、参加部門のすべての審査結果を参加団体へ通知する。
- (5) 講評用紙：審査員には各団体に対する講評を書いていただく。個別講評は行わない。

8. 出場手続

- (1) 申込：申込書に必要事項を記入の上、3)の期日までに事務局まで郵送で申し込むこと。

FAXあるいはメールでも受け付けるが、その場合の確認は送信側から行うこと。

※E-mail：申込書を添付ファイルで送付。

※FAXでの申し込みの場合、原本の郵送は不要。

〈送付先〉〒709-0624

岡山市東区城東台西1-10-9 今福方 岡山県合唱連盟事務局

FAX番号 086-279-9331

E-mail：woody61@t-bb.jp

- (2) 参加料：参加料は団体参加料及び個人参加料とし、納入の扱いは以下のとおりとする。
 - ① 団体参加料：1団体当たり1,000円とする。
(著作権使用料とCD作成送付料を含む。)
 - ② 個人参加料：中学校・高等学校部門：出場者1人当たり 1,500円
大学職場一般部門：出場者1人当たり 2,000円
 - ③ 参加人数は、出演者+指揮者+伴奏者+独唱者+譜めくりとする。
 - ④ 参加人数の変更は、代表者会議までとし、それ以降は受け付けない。
 - ⑤ 参加料は代表者打ち合わせ会議において会計デスクで納付すること。
 - ⑥ 個人参加料は重複して参加する場合は重複分も納入することとし、指揮者、伴奏者、譜めくりも同様とする。
 - ⑦ 参加に要する経費は参加団体の負担とする。
 - ⑧ 小学生部門は個人参加料を免除する。
 - ⑨ 個人参加料には入場券1枚分が含まれる。
(小学生部門団体にも参加者数の枚数を渡す。)
- (3) 申込締切り

2026年6月19日(金) 必着

- (4) 曲目の記入(黒色ボールペンを使用し、はっきりと読み易く記入すること。)

- ① 演奏順に記入すること。

- ② 楽譜に記載されているとおりに記入すること。
- ③ 組曲等より選択する場合は[]内に組曲名を記入すること。
- ④ 大文字、小文字は楽譜のとおりに入力すること。
- ⑤ 作品番号はできるだけ記入すること。
- ⑥ 邦訳（日本語訳）は必ず記入すること。
- ⑦ 作詩者、訳詩者、作曲者、編曲者のフル・ネームを原語で記入すること。
- ⑧ 合計演奏時間は課題曲の頭から自由曲終曲の終わりまで曲間も含めて正確に記入すること。

※演奏曲の曲名・作詩者名・作曲者名は「The New GROVE Dictionary」(edited by Stanley Sadie)「音楽年鑑」(音楽之友社発行)、「クラシック音楽作品名辞典」(三省堂発行)や、全日本合唱連盟が作成したプログラムの表記例などに準じて手直しすることがある。

※曲目確認のため、自由曲の楽譜から次のうちどれか1部のコピーを申込書に添付すること。(組曲名、曲名、作詩・作曲・訳詩・編曲者等が明記してあるページを確認して送ること。)

- ア 表紙あるいはタイトルページ、奥付
- イ 目次あるいは前書き、後書き
- ウ 各演奏曲の第1ページ

(5) 代表者会議

- ① 出演団体の代表者打ち合わせ会議は次の日程により開催する。

日 時：2026年6月27日(土) 16:00~

会 場：未定(岡山市内)

② 持参するもの

- ア 自由曲楽譜(6部)(審査員及び計時用)
- イ 参加料
- ウ 参加申込書1頁目(出演人数に変更があった場合)
訂正箇所には二重線を引いて元の字が見えるように訂正したものを提出すること。

③ 自由曲楽譜(審査用)の提出について

- ア 提出する楽譜は新品でなくても良く、書き込み等があっても構わない。
- イ 楽譜には6部とも団体名を明記し、演奏曲の最初のページに付箋を付けること。
- ウ 楽譜のコピーは著作権法で禁止されているので使用しないこと。但し、絶版等ではやむを得ないときは理由書を必ず添えること。
- エ 前号の理由書は任意の書式とするが、市販されている楽譜の場合は、必ず発行者(出版社)の同意書のコピーを添付すること。市販されていないものについては、作曲者(もしくは編曲者)の同意書のコピーを添付すること。また、すべての楽譜に必ず(社)日本音楽著作権協会の許諾証紙の貼付、許諾番号の表示をすること。なお、作品を省略して演奏する場合も、必ず作曲者(もしくは編曲者)の許可を得ること。

- ④ 当年度の名曲シリーズに残部があれば持参すること。未使用で無傷の物に限り返本を受け付ける。小学生・中学校部門以外の出場者は、当年度の課題曲集を1人1冊購入しなければならない。

※ 申込書に名曲シリーズの購入冊数を明記すること。

⑤ 入場券について

- ア 各参加者に渡す入場券は、代表者会議において配布する。
- イ 出演者に事前に配布する入場券以外の入場券は、全て当日券として演奏会場にて販売を行う。

9. その他

- (1) このコンクールに疑義が生じた場合には、県合唱連盟理事長の決定するところによる。
- (2) 出演資格に違反したときは出演を停止または入賞を取り消すことがある。
- (3) 出場者以外の入場には入場券が必要。
- (4) 演奏会場への録音・録画機器の持ち込みは、一切禁止。
- (5) ホール内での飲食は禁止。
- (6) 就学前の乳幼児の入場は許可しない。
- (7) 団体参加料について

団体参加料には録音CD作製経費、著作権使用料を含む。JASRACが管理していない専属楽曲の場合は、著作権使用料が高額になる場合がある。その際は、作成前

に協議する。コンクール終了後、全団体に当日の演奏を録音したCDを送付。

【参 考】 2026 年度のコンクール上位大会の日程等

◆第 65 回中国合唱コンクール

日時 2026 年 9 月 19 日（土）、20 日（日）鳥取県鳥取市
（とりぎん文化会館 梨花ホール）

◆第 79 回全日本合唱コンクール全国大会（中学生・高等学校部門）

日時 2026 年 10 月 24 日（土）、25 日（日）大阪市
（フェスティバルホール）

◆第 79 回全日本合唱コンクール全国大会（小学生部門）

日時 2026 年 11 月 8 日（日）静岡県浜松市
（アクトシティ浜松）

◆第 79 回全日本合唱コンクール全国大会（大学職場一般部門）

日時 2026 年 11 月 28 日（土）、29 日（日）北海道札幌市
（札幌コンサートホール Kitara）

全日本合唱コンクール中国支部大会開催規定(抜粋)

11. 出演団体数

各県連から支部大会への推薦団体数の上限は、傘下の県連大会における参加団体数により、次のとおりとする。大学ユース合唱の部は 1 部門として扱う。また、編成区分（混声合唱の部・同声合唱の部、A グループ・B グループ、室内合唱の部・同声合唱の部・混声合唱の部）ごとに 1 団体以上含まなければならない。

それぞれの部門ごとに県連大会の参加団体数が 3 団体までは 2 団体

（ただし、大職一部門の室内合唱の部、同声合唱の部、混声合唱の部が各 1 団体ずつ、計 3 団体の出演となった場合には 3 団体とする。）

同	4 団体から 6 団体までは	3 団体
---	----------------	------

同	7 団体から 9 団体までは	4 団体
---	----------------	------

以下 3 団体増すごとに		1 団体増
--------------	--	-------

2. シード合唱団は、上記参加団体数及び推薦団体数のいずれにも含まれない。

全日本合唱コンクール中国支部大会開催規定の細則(抜粋)

7. 参加団体数（支部大会への推薦）

各部門において、県大会の参加が 1 つの編成区分のみの場合は、その編成区分で規定の推薦団体数を占めても構わない。（平成 4 年度より）